

日程第24 委員会提出議案第1号 安全・安心の医療・看護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書について と、日程第25 委員会提出議案第2号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書について の2件

○議長（中本正人君）日程第24 委員会提出議案第1号 安全・安心の医療・看護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書について と、日程第25 委員会提出議案第2号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める意見書について の2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
文教厚生委員会委員長 12番 堀内君。

〔12番（堀内和久君）登壇〕

○12番（堀内和久君）それでは、委員会提出議案第1号、第2号の説明を朗読をもってさせていただきます。

安全・安心の医療・看護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書であります。

厚生労働省は「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について（5局長通知）」や「医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため『医療分野の雇用の質』の向上のための取組について（6局長通知）」の中で医療従事者の勤務環境の改善のための取り組みを促進してきた。また、医療提供体制改革の中でも医療スタッフの勤務環境改善が議論され、都道府県に対して当該事項にかかわるワンストップの相談支援体制（医療勤務環境改善支援セ

ンター）を構築し、各医療機関が具体的な勤務環境改善を進めるために支援するよう求め、予算化している。

しかし、国民の命と暮らしを守る医療・看護現場は深刻な人手不足となっている。そのため、労働実態は依然として厳しく、安心・安全の医療・看護を実現するためにも、医師・看護師・介護職員の増員や夜勤改善を含む労働環境の改善は喫緊の課題となっている。

「医療機能の再編」を前提とした医療提供体制の改善ではなく、必要な病床機能は確保した上で労働者の勤務環境を改善していくことによる医療提供体制の改善が求められている。2018年度には新たな看護職員需給見通しが策定されるが、これを単なる数値目標とするのではなく、看護師の具体的な勤務環境の改善を可能にする増員計画とし、そのための看護師確保策を講じていく必要がある。

安全・安心の医療・看護を実現するためにも、医師・看護師・介護職員の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について要望する。

1. 看護師など「夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上」とし、労働環境を改善すること。
2. 看護師など夜勤労働の規制を法律で行うこと。
3. 医師・看護師を大幅に増やすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣。

次に、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な

窓口などの設置を求める意見書についてでございます。

脳しんとうは、軽度の外傷性脳損傷であり、頭が衝撃や打撲により、激しく揺さぶられることにより、あるいは身体への強打により、頭と脳が前後左右に急速に動かされることによって生じる。この突然の動きによって、文字どおり脳は頭蓋内ではね回され、よじられ、脳細胞が引っ張られて損傷を受け、脳内に化学的な変化が生じる。脳しんとうを受傷しても通常、生命を脅かすことはないが、治療を必要とする重篤な症状を引き起こす場合もある。

主な症状は、損傷後、記憶障害、錯乱、眠気、だるさ、目まい、物が二重に見える、あるいはぼやけて見える、頭痛、吐き気、嘔吐、光や騒音に対する過敏性、バランス障害、刺激に対する反応の鈍化、集中力の低下等、複雑かつ多様であり、すぐに始まることもあれば、損傷後数時間、数日、数週間、あるいは数カ月間発症しないこともある。(一般的な認識の「意識消失」は、脳しんとうの中で10%以下(I R B脳しんとうガイドライン)でしか見られない。)

特に、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身麻痺、視野狭窄、におい・味がわからなくなるなどの多発性脳神経麻痺、尿失禁などが発症した場合、症状が消失するには数カ月かかることがあり、まれに、永続的な身体的、感情的、神経的、または知的な変化が発生する。さらに、脳しんとうを繰り返すと永久的な脳損傷を受ける可能性が高くなり、死に至る場合(セカンドインパクト症候群)もあるので、繰り返し脳しんとうを受けることは避けるべきである。

この病態は、S c a t 2やS c a t 3において客観的な診断方法が確立されており、既

に国際オリンピック委員会をはじめ、F I F A、I I H F、I R B、F - M A R C等で採用され、P o c k e t S c a t 2においては各種スポーツ団体で脳しんとうを疑うかどうかの指標として使用されている。

平成24年7月に文部科学省は報告書「学校における体育活動中の事故防止について」をまとめ、平成25年12月には、社団法人日本脳神経外科学会から「スポーツによる脳損傷を予防するための提言」が提出され、同月、文部科学省より事務連絡「スポーツによる脳損傷を予防するための提言に関する情報提供について」が発出されたが、実際の教育現場や家庭では、依然として正確な認識と理解が進まず、対応も後手に回り、再就学・再就職のタイミングを失ってしまうなど、生活全般に不安、不便、孤独を感じ、最悪、うつ状態に陥ってしまう人も多い。特に、罹患年齢が低ければ発達障害とみなされ見過ごされている現状がある。

また、重篤な事案でも事故の初動調査の遅れにより、事案の経緯が明確にならず、介護・医療・補償問題が後手に回り、最悪、家庭の崩壊へと陥る家族も多い。このような事故調査の不備により、同様の事案を繰り返し起こしてしまっているのが現状である。

そこで、国においては、上記の現状を踏まえ、次の事項について適切な措置を講じるよう、強く要望する。

1. 教育機関での周知徹底と対策。

各学校などの教師・保健師・スポーツコーチ及び救急救命士・救急隊員にP o c k e t S c a t 2の携帯を義務付けること。あわせて、むち打ち型損傷もしくは頭頸部に衝撃を受けたと推測される事故・事案が発生した場合は、本人の訴えだけではなく、症状を客観的かつ正確に観察して判断を下すとともに、家庭・家族への報告も義務付け、経過観察を

促すこと。

2. 専門医による診断と適切な検査の実施。

脳しんとうを疑った場合には、直ちに脳神経外科医の診断を受け、CT・MRIだけでなく、神経学的検査の受診も義務付けるとともに、Scat3（12歳以下の場合はChildScat3）を実施し、対応できる医療連携体制の構築を進めること。

3. 周知・啓発・予防措置の推進と相談窓口の設置。

脳しんとうについて、各自治体の医療相談窓口等に対応できる職員を配置し、医療機関はもとより、国民、教育機関への啓発・周知・予防をより一層図ること。

4. 園内・学校内で発生した重大事故の繰り返しの防止。

保育園・幼稚園及び学校内で発生した事案が重篤な場合は、直ちに保護者へ連絡するとともに、第三者調査機関を設置し、迅速に事故調査及び開示を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（中本正人君）説明が終わりました。

これより、委員会提出議案第1号について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております委員会提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託いたしません。

これより、討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第1号 安全・安心の医療・看護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書について を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、委員会提出議案第2号について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております委員会提出議案第2号については、委員会に付託いたしません。

これより、討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第2号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書について を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただ今、意見書案2件が議決されましたが、その字句、数字、その他整理を必要とするものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第26 委員会提出議案第3号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について と、日程第27 委員会提出議案第4号 橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例について の2件

○議長(中本正人君) 日程第26 委員会提出議案第3号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について と、日程第27 委員会提出議案第4号 橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。議会運営委員会委員長 14番 岡君。

〔14番(岡 弘悟君)登壇〕

○14番(岡 弘悟君) それでは、はじめに委員会提出議案第3号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方議会が果たすべき役割と責任がますます重要度を増す中、それぞれ議員はその活動範囲を拡大し、日々研さんに努めるとともに、議会としてこれまでに議員定数の削減を含め、種々の財政負担軽減につながる議会改革にも取り組んでまいりました。

市当局におかれては、今般の厳しい財政状況に鑑み、その健全化のため、特別職をはじめ市職員におかれても給与削減を行うこととされたところであります。

議会においても、早期の財政健全化達成に

向け、さらなる取り組みが必要との判断に至り、当分の間、議員報酬月額4%を削減することとするものであります。

続いて、委員会提出議案第4号 橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、去る3月10日の議案審議における議案第38号 橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例の可決により、市の機構が改められることに伴いまして、議会各常任委員会がそれぞれ所管いたします部課等の名称の改正を行うものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(中本正人君) 説明が終わりました。

これより、委員会提出議案第3号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番 辻本君。

○20番(辻本 勉君) このところで、当分の間という文言を使ってあるんですけども、この当分の間というのは、ものすごい使い勝手のいい言葉だと思うんです。私は、基本的には、こういう削減については期限を切るべきだという考えでおるんですけども、これについて、期限、1年とかそういう話があったんかどうか。それがどこかに記載されていないと思うんですけども、それと、市の職員の賃金カットなんですけども、これは特例期間というのを、当分の間と書いて特例期間と書いてるんですよ。市の職員は1年でなってるんか、その辺との整合性も含めて、我々の削減を、やはり期限を切るべきだと思うんですけども、その辺の議論、されたんかどうか。当分の間というので、1年という解釈をしてえんかどうか、その辺も含めて。

○議長(中本正人君) 14番 岡君。

○14番(岡 弘悟君) 辻本議員の質問にお答

えいたします。

議会運営委員会のほうにおいては、そのような議論はありました。実際ございました。当分の間というような曖昧な表現ではなくて、その都度その都度、年度末、年初どちらでも、1年ごとにやはり議論はしていくべきではないかという議論がございまして、その辺の議論も含めて、文言としては、職員も当分の間という形になっていますので、文言等に関しては整理をいたしまして、当分の間という文言を採用していただいた。

その内容については、その間に議員がどういう形で見直ししていくかということについては、財政状況等鑑みながら見直しをかけていく、当分の間の期間がいつなのかという議論は明確には決めてはおりませんが、そういった中で議論をいたした結果、文言としては当分の間を使わせていただくというふうに、議会運営委員会のほうでは決定いたしました。

以上です。

○議長（中本正人君）20番 辻本君。

○20番（辻本 勉君）地方財政を見ていったら、財政状況が良くなるというのははっきり言うて考えられないといいますか、地方自治体、大変借金も多い中で、財政状況が良くなることは大変苦しい。本市についても5年間、財政再建計画を立てられておりますけれども、それで実行しても、なおかつ大変厳しい財政状況にはかわりはないと思うんです。

そんな中で、我々議員も歳費を下げっていくというのであれば、一定期限を切っていくほうが私は正解ではないかと思うんですけども、当分の間でいきますと、そしたらいつ見直しをするんやということがないので、これは議会運営委員会の中で、きちっと1年たったら見直しをするんやということを議論をしていただきたい。どこかに残していただき

たいと思うんですけどね。そのままで、当分の間でずるずるずるずる行くのはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけども。議会運営委員長はどういうお考えでしょうか。

○議長（中本正人君）14番 岡君。

○14番（岡 弘悟君）辻本議員の質問にもう一度お答えいたします。

期間を設ける、設けないに関しては、辻本議員と同じように、そういうふうに感じておられる議員がたくさんおられました。その中で、いやそうではなくて、行政と同じく当分の間、つまり、行政の中で行政の財政状況が良くなるように、今、辻本議員おっしゃいましたけど、行政の財政状況が良くなることはないとは私は考えておりません。今、平木市長が行っている施策というのは、財政状況を今よりも良くして、そして5年後には、さらに良くなるようにという施策でされていることやと私は思います。その中で、痛みを伴う改革として、市職員の給与カットという文言の中で、当分の間というのを行政も使っていると思います。それで、議員がそれと同じでいいのかという議論も実際あったんですけども、1年ごとの見直しを入れていくという文言を入れるかという議論についても、議論いたした結果、当分の間という文言を使うという結果になりました。

私自身、個人の意見としては、議会運営委員会で議論した結果の、当分の間が妥当ではないかと、私自身は考えております。

以上です。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております委員会提出議案第3号については、委員会に付託いたしません。

これより、討論に入ります。
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようです
ので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第3号 橋本市
報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正す
る条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

次に、委員会提出議案第4号について、質
疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようです
ので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております委員会提出
議案第4号については、委員会に付託いたし
ません。

これより、討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようです
ので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第4号 橋本市
議会委員会条例の一部を改正する条例につい
て を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

日程第28 議員派遣の件

○議長（中本正人君）日程第28 議員派遣の
件 を議題といたします。

本件については、会議規則第166条第1項及
び第2項の規定により、お手元に配付のとおり
議員を派遣することにいたしたいと思いま
す。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

お諮りいたします。

ただ今、議員派遣の件が議決されましたが、
派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、
その決定については議長に委任されたいと思
います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

○議長（中本正人君）この際、報告いたしま
す。

総務委員長、経済建設委員長、文教厚生委
員長及び議会運営委員長から委員会において
審査及び調査中の事件につき、会議規則第111
条の規定により、お手元に配付いたしました
申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査
をいたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査
及び調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、それぞれ
閉会中の継続審査及び調査に付することに決
しました。

○議長（中本正人君）以上で本日の日程は終
わりました。

これにて本議会に付議された案件の審査は全部終了いたしました。

○議長（中本正人君）閉会にあたり、市長から発言の申し出がありますので、市長の発言を許します。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）3月市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、先月29日の開会から本日まで26日間にわたり、平成28年度当初予算をはじめ、ご提案させていただきました60件の案件全てに対し、慎重なご審議と議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。

審議の過程におきましてご指導、ご助言いただきました事項につきましては、十分検討をしてみたいです。

さて、今週末、さわやかな春の風を感じられる花のイベントが各地で開催されます。

3月26日、橋本市民病院前の菜の花栽培地で、「第9回 花と緑のリサイクル 花まつり」を開催いたします。

ごみの減量を進めるためにスタートしました「花と緑のリサイクル事業」の一環として、平成19年度から始まったこの「花まつり」は本年度をもって終了となります。

橋本市衛生自治会と連携し、生ごみの堆肥化・減量化と花いっぱいのもちづくりを進める中で「花まつり」を開催してきたわけですが、これまでのさまざまな取り組みにより、生活系のごみ量は合併時と比較して約3割が削減されるなど、大きな効果を上げてまいりました。これもひとえに、ご協力をいただきました「コスモス・菜の花プロジェクト実行委員会」をはじめ、関係各位の皆さまのおかげであります。改めて深く感謝を申し上げます。

す。

今後、「花と緑のリサイクル事業」は市主導型から住民主導型に移行し、住民が行う生ごみの堆肥化・減量化の支援に重点を置き、循環型社会の構築を進めてまいりたいと考えています。これまで以上に議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

また、3月27日、高野口公園では、「第8回高野口公園桜まつり」が開催されます。桜まつりについては、ここ数年、雨天が続いておりましたが、今年は満開の桜のもとで、多くの市民の皆さまに満喫していただける桜まつりになりますよう期待しているところであります。

議員の皆さまには、既に両イベントのご案内を差し上げているところではございますが、ぜひご出席賜りますようお願いいたします。

次に、3月31日に閉校します西部中学校、橋本中学校、学文路中学校におきまして、昨日、閉校式が挙行されました。西部中学校、橋本中学校は69年の歴史を、学文路中学校は70年の歴史を重ねてこられました。

これまで築き上げられた輝かしい歴史と伝統は、指導にあたってこられた歴代の学校関係者、保護者の皆さま、地域の皆さまの教育に対する熱意のたまものであり、深く敬意と感謝を申し上げる次第です。

閉校する3校の輝かしい伝統と誇りは、4月1日に誕生する橋本中央中学校に受け継がれ、新しく第一歩を踏み出すこととなります。ここに改めて、橋本中央中学校の誕生に際し、ご協力いただいた関係各位の皆さまに感謝を申し上げますとともに、今後の学校運営にさらなるご協力、ご支援を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

さて、今年度18名の職員が退職いたします。当議会出席の担当参与につきましても、北山茂樹企画部長、豊岡宏病院事務局長、田中博

之会計管理者、以上の3名が退職することになりました。

これらの者に対する、議員各位のご指導・ご鞭撻、誠にありがとうございました。

いよいよ平成28年度がスタートします。

財政再生元年であるとともに、橋本創生総合戦略による持続的に成長する「元気なまち橋本市」の実現に向けて、全力で取り組んでまいりますので、議員各位のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、3月市議会定例会の閉会のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長（中本正人君）平成28年3月定例会の閉会を迎えるにあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る2月29日開会以来、本日まで26日間にわたり、平成28年度各会計予算、さらに各条例など、当面する市政の諸案件を議員各位の終始極めて真剣な審議により、提案されました全ての案件を議了することができました。

これもひとえに、議員各位のご協力によるものと深く感謝を申し上げます。

また、市長をはじめ執行機関の各位におか

れましては、この間、常に真摯な態度をもって審議にご協力をいただきました。心より厚くお礼を申し上げます。

さて、橋本市のまちづくりに長年にわたり奮闘努力をし、その職責を全うされまして、3月末をもってめでたく定年退職、また勇退されます職員の皆さん、本当にご苦労さまでした。今後は健康にご留意されまして、これまでの知識・経験を生かして、新たな分野で、また地域社会の一員として、一層のご活躍をご期待申し上げます。

そして、市長はじめ職員の皆さんには、平成28年度は、一つの節目を超えた次の10年に向けた第一歩でありますので、一層の精励をお願いいたします。

終わりにりましたが、市民の皆さまには、今後とも市政発展のため、引き続きご協力賜りますことを心からお願い申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

これにて、平成28年3月橋本市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

（午後0時9分 閉会）